

社会福祉法人 宝安寺社会事業部

虐待対応委員会 要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人宝安寺社会事業部（以下、「法人」という。）に「虐待対応委員会」を設置する。

(目的)

第2条 当委員会は、法人職員による虐待が疑われる事案が発生したときには速やかに被害者の安全を確保し、事実確認実施後、再発防止策を検討することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 虐待や虐待の疑われる事案が発生したときの利用者の安全確保と事実確認。
- (2) 事実確認の結果を理事長及び行政等へ報告。
- (3) 再発防止策の検討。
- (4) その他虐待発生時の対応のために必要な事項。

(委員)

第4条 虐待対応委員会の委員は、理事長が指名する。

2 委員は法人本部役職員、施設管理者から選出する。

(役員)

第5条 虐待対応委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員会における議事の円滑な進行を図る。

3 会議の都度、会議の状況、内容、意見、結果等を記録し、議事録を作成する書記を置くこととする。

(事務局)

第6条 虐待対応委員会の事務局は法人本部に置く。

2 事務局は、委員長と連携し、会議場の確保、委員への会議通知、委員会議事録の作成等に当たる。

(その他)

第7条 その他必要なことは、理事長が別に定める。

付則 この要綱は、平成27年12月1日より施行する。